

日医発第 222 号 (保 53)  
平成 26 年 6 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉 義 武

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 26 年 5 月 23 日付け厚生労働省告示第 238 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品（14 成分 22 品目）を薬価基準の別表に第 6 部追補 (2) として収載したものであります。また、同日付け保医発 0523 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が示されております。

今回の改正内容の概要は下記のとおりですので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

### 記

#### 1 掲示事項等告示の一部改正について

新医薬品（薬事法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

・アテディオ配合錠

・ザクラス配合錠LD及びザクラス配合錠HD

## 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

### (1) サムスカ錠 30mg

- ① 本製剤の警告において、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過しているサムスカ錠15mg、同錠7.5mg（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において常染色体優性多発性のう胞腎に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに合わせ、当該用法・用量に必要な製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。

### (2) テノゼット錠 300mg

本製剤は、「B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患におけるB型肝炎ウイルスの増殖抑制」を目的として使用する製剤であり、既に薬価基準に収載されている同一成分の製剤（HIV-1感染症に用いられているもの）とは異なるものであること。

## 3 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年12月10日付け保医発1210第2号）の記2の(1)を次のように改める。

### (1) サムスカ錠15mg

本製剤の警告において、心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。については、使用に当たっては十分留意すること。

と。

- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 25 年 5 月 31 日付け保医発 0531 第 2 号）の記 2 の（3）を次のように改める。

(3) サムスカ錠 7.5mg

本薬剤の警告において、心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月 1 回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。については、使用に当たっては十分留意すること。

(添付資料)

1. 官報（平 26. 5. 23 第 6295 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について  
（平 26. 5. 23 保医発 0523 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知）

(参考資料)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表（薬効分類別）新医薬品



○厚生労働省令第125号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省令第59号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省令第60号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月十三日

厚生労働大臣 田村 誠久

別表に次のように加える。

品名	第6部 内	追 用	補 薬	(2) 規 格 単 位	薬 価 円
(あ)					
アテディオ錠				1錠	134.20
アプルウェイ錠20mg				20mg 1錠	205.50
(い)					
イクスタンジカプセル40mg				40mg 1カプセル	3,138.80
(え)					
エフィエント錠3.75mg				3.75mg 1錠	282.70
エフィエント錠5mg				5mg 1錠	359.80
(せ)					
サイスタダン原末				1g	448.10
ザクラス配合錠HD				1錠	140.60
ザクラス配合錠LD				1錠	140.60
サムスカ錠30mg				30mg 1錠	3,952.10
(た)					
⊕ タベンタ錠25mg				25mg 1錠	108.70
⊕ タベンタ錠50mg				50mg 1錠	206.30
⊕ タベンタ錠100mg				100mg 1錠	391.70
(て)					
テノゼット錠300mg				300mg 1錠	996.50
デベルザ錠20mg				20mg 1錠	205.50
(ふ)					
フォシーガ錠5mg				5mg 1錠	205.50
フォシーガ錠10mg				10mg 1錠	308.30
(る)					
ルセフィ錠2.5mg				2.5mg 1錠	205.50
ルセフィ錠5mg				5mg 1錠	308.30
(ろ)					
ロンサーフ配合錠T15				15mg 1錠 (トリフルリジン相当量)	2,489.60
ロンサーフ配合錠T20				20mg 1錠 (トリフルリジン相当量)	3,340.90
品名	注	射	薬	規 格 単 位	薬 価 円
(た)					
タイサプリ点滴静注300mg				300mg 15mL 1瓶	228,164
品名	外	用	薬	規 格 単 位	薬 価 円
(す)					
スミスリンローション5%				5% 1g	77.30

○厚生労働省告示第百二十九号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十号第一号へ及び第二十一号第一号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十号第一号へ及び第二十一号第一号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十三日

厚生労働大臣 田村 憲久

第十号第一号（ハ）中「及びテレビケイ錠五〇mg」を「テレビケイ錠五〇mg、アテディオ配合錠、ザクラス配合錠HD及びザクラス配合錠LD」に改める。

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成26年厚生労働省告示第238号及び第239号をもって改正され、平成26年5月23日付けで適用されたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、サムスカ錠15mgについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年12月10日付け保医発1210第2号）において、サムスカ錠7.5mgについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成25年5月31日付け保医発0531第2号）において、保険上の取扱いに係る留意事項を通知しているところですが、今回のサムスカ錠30mgの薬価基準の収載に伴い、併せて下記のとおり留意事項の記載整備を行うこととします。

つきましては、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった新医薬品（内用薬20品目、注射薬1品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 129	3, 732	2, 466	25	15, 352

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

新医薬品（薬事法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

- ・アテディオ配合錠
- ・ザクラス配合錠LD及びザクラス配合錠HD

## 3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

### (1) サムスカ錠30mg

- ① 本製剤の警告において、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過しているサムスカ錠15mg、同錠7.5mg（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において常染色体優性多発性のう胞腎に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに合わせ、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日間を限度とする。）は適用されないものであること。

### (2) テノゼット錠300mg

本製剤は、「B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患におけるB型肝炎ウイルスの増殖抑制」を目的として使用する製剤であり、既に薬価基準に収載されている同一成分の製剤(HIV-1感染症に用いられているもの)とは異なるものであること。

## 4 関係通知の一部改正について

### (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年12月10日付け保医発1210第2号）の記2の(1)を次のように改める。

#### (1) サムスカ錠15mg

本製剤の警告において、心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。については、使用に当たっては十分留意すること。



(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成25年5月31日付け保医発0531第2号）の記2の（3）を次のように改める。

(3) サムスカ錠7.5mg

本製剤の警告において、心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。については、使用に当たっては十分留意すること。



(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」(平成22年12月10日付け保医発1210第2号)の記2の(1)

改正後	現 行
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(1) サムスカ錠15mg 本薬剤の警告において、<u>心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるため、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。については、使用に当たっては十分留意すること。</u></p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(1) サムスカ錠15mg 本薬剤の警告において「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」(平成25年5月31日付け保医発0531第2号)の記2の(3)

改正後	現 行
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(3) サムスカ錠7.5mg 本薬剤の警告において、<u>心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度</u></p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(3) サムスカ錠7.5mg 本薬剤の警告において「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」とされているので、使用</p>

を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。については、使用に当たっては十分留意すること。

に当たっては十分留意すること。

(参考)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 アテディオ配合錠	バルサルタン/シルニジピン	1錠	134.20
2	内用薬 アブルウェイ錠20mg	トホグリフロジン水和物	20mg 1錠	205.50
3	内用薬 イクスタンジカプセル40mg	エンザルタミド	40mg 1カプセル	3,138.80
4	内用薬 エフィエント錠3.75mg	プラスグレル塩酸塩	3.75mg 1錠	282.70
5	内用薬 エフィエント錠5mg	プラスグレル塩酸塩	5mg 1錠	359.80
6	内用薬 サイスタダン原末	ベタイン	1g	448.10
7	内用薬 ザクラス配合錠HD	アジルサルタン/アムロジピンベシル酸塩	1錠	140.60
8	内用薬 ザクラス配合錠LD	アジルサルタン/アムロジピンベシル酸塩	1錠	140.60
9	内用薬 サムスカ錠30mg	トルバプタン	30mg 1錠	3,952.10
10	内用薬 Ⓜ タペンタ錠25mg	タペンタドール塩酸塩	25mg 1錠	108.70
11	内用薬 Ⓜ タペンタ錠50mg	タペンタドール塩酸塩	50mg 1錠	206.30
12	内用薬 Ⓜ タペンタ錠100mg	タペンタドール塩酸塩	100mg 1錠	391.70
13	内用薬 テノゼット錠300mg	テノホビル ジソプロキシルフマル酸塩	300mg 1錠	996.50
14	内用薬 デベルザ錠20mg	トホグリフロジン水和物	20mg 1錠	205.50
15	内用薬 フォシーガ錠5mg	ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物	5mg 1錠	205.50
16	内用薬 フォシーガ錠10mg	ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物	10mg 1錠	308.30

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
17	内用薬 ルセフィ錠2.5mg	ルセオグリフロジン水和物	2.5mg 1錠	205.50
18	内用薬 ルセフィ錠5mg	ルセオグリフロジン水和物	5mg 1錠	308.30
19	内用薬 ロンサーフ配合錠T15	トリフルリジン/チピラシル塩酸塩	15mg 1錠 (トリフルリジン相当量)	2,489.60
20	内用薬 ロンサーフ配合錠T20	トリフルリジン/チピラシル塩酸塩	20mg 1錠 (トリフルリジン相当量)	3,340.90
21	注射薬 タイサブリエ点滴静注300mg	ナタリズマブ (遺伝子組換え)	300mg15mL 1瓶	228,164
22	外用薬 スミスリンローション5%	フェノトリン	5% 1g	77.30

(参考資料)

薬価基準収載品目一覧表（薬効分類別）新医薬品

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	
1	内214 アテディオ配合錠 （味の素製薬株式会社）	1錠	バルサルタン/シルニジピン	
				（用法・用量） 成人には1日1回1錠（バルサルタンとして80 mg及びシルニジピンとして10 mg）を朝食後に経口投与する。本剤は高血圧治療の第一選択薬として用いない。
				（効能・効果） 高血圧症

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	
2	内214 ザクラス配合錠LD ザクラス配合錠HD （武田薬品工業株式会社）	1錠 1錠	アジルサルタン/アムロジピンベシル酸塩	
				（用法・用量） 成人には1日1回1錠（アジルサルタン/アムロジピンとして20 mg/2.5 mg又は20 mg/5 mg）を経口投与する。本剤は高血圧治療の第一選択薬として用いない。
				（効能・効果） 高血圧症

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	
3	内249 サムスカ錠30mg （大塚製薬株式会社）	30mg1錠	トルバプタン	
				（用法・用量） 通常、成人にはトルバプタンとして1日60 mgを2回（朝45 mg，夕方15 mg）に分けて経口投与を開始する。1日60 mgの用量で1週間以上投与し、忍容性がある場合には、1日90 mg（朝60 mg，夕方30 mg），1日120 mg（朝90 mg，夕方30 mg）と1週間以上の間隔を空けて段階的に増量する。なお、忍容性に応じて適宜増減するが、最高用量は1日120 mgまでとする。
				（効能・効果） 腎容積が既に増大しており、かつ、腎容積の増大速度が速い常染色体優性多発性のう胞腎の進行抑制

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
4 内259	エフィエント錠3.75 mg エフィエント錠5 mg （第一三共株式会社）	3.75mg 1錠 5mg 1錠	プラスグレル塩酸塩
	（用法・用量） 通常、成人には、投与開始日にプラスグレルとして20 mg を1 日1 回投与し、その後、維持用量として1 日1 回3.75 mg を経口投与する		
	（効能・効果） 経皮的冠動脈形成術（PCI）が適用される下記の虚血性心疾患 急性冠症候群（不安定狭心症、非ST 上昇心筋梗塞、ST 上昇心筋梗塞）、安定狭心症、 陳旧性心筋梗塞		

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
5 内396	デベルザ錠20mg （興和株式会社） アプルウェイ錠20mg （サノフィ興和株式会社）	20mg1錠  20mg1錠	トホグリフロジン水和物
	（用法・用量） 通常、成人にはトホグリフロジンとして20mgを1日1回朝食前又は朝食後に経口投与する		
	（効能・効果） 2型糖尿病		

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
6 内396	フォシーガ錠5 mg フォシーガ錠10 mg （プリストル・マイヤーズ株式会社）	5mg1錠 10mg1錠	ダパグリフロジンプロピレングリコール水和物
	（用法・用量） 通常、成人にはダパグリフロジンとして5mgを1日1回経口投与する。なお、効果不十分な場合には、経過を十分に観察しながら10mg1日1回に増量することができる。		
	（効能・効果） 2型糖尿病		



薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
7	内396 ルセフィ錠2.5 mg ルセフィ錠5 mg （大正製薬株式会社）	5mg1錠 10mg1錠	ルセオグリフロジン水和物
（用法・用量） 通常、成人にはルセオグリフロジンとして2.5mgを1日1回朝食前又は朝食後に経口投与する。なお、効果不十分な場合には、経過を十分に観察しながら5mg 1日1回に増量することができる。			
（効能・効果） 2型糖尿病			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
8	内399 サイスタダン原末 （株式会社レクメド）	180g1瓶	ベタイン
（用法・用量） 通常、ベタインとして11歳以上には1回3g、11歳未満には1回50mg/kgを1日2回経口投与する。なお、患者の状態、血漿中総ホモシステイン値、血漿中メチオニン値等を参考に適宜増減する。			
（効能・効果） ホモシスチン尿症			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
9	内429 イクスタンジカプセル40mg （アステラス製薬株式会社）	40mg1カプセル	エンザルタミド
（用法・用量） 通常、成人にはエンザルタミドとして、160mgを1日1回経口投与する。			
（効能・効果） 去勢抵抗性前立腺癌			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名																				
10 内429	ロンサーフ配合錠T15 ロンサーフ配合錠T20 （大鵬薬品工業株式会社）	20mg 1錠 30mg 1錠 40mg 1錠 50mg 1錠	トリフルリジン／チピラシル塩酸塩																				
<p>（用法・用量） 通常、成人には初回投与量（1回量）を体表面積に合わせて次の基準量とし（トリフルリジンとして約35mg/m<sup>2</sup>/回）、朝食後及び夕食後の1日2回、5日間連続経口投与したのち2日間休薬する。これを2回繰り返したのち14日間休薬する。これを1コースとして投与を繰り返す。 なお、患者の状態により適宜減量する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体表面積（m<sup>2</sup>）</th> <th>初回基準量（トリフルリジン相当量）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.07 未満</td> <td>35mg/回（70mg/日）</td> </tr> <tr> <td>1.07 以上～1.23 未満</td> <td>40mg/回（80mg/日）</td> </tr> <tr> <td>1.23 以上～1.38 未満</td> <td>45mg/回（90mg/日）</td> </tr> <tr> <td>1.38 以上～1.53 未満</td> <td>50mg/回（100mg/日）</td> </tr> <tr> <td>1.53 以上～1.69 未満</td> <td>55mg/回（110mg/日）</td> </tr> <tr> <td>1.69 以上～1.84 未満</td> <td>60mg/回（120mg/日）</td> </tr> <tr> <td>1.84 以上～1.99 未満</td> <td>65mg/回（130mg/日）</td> </tr> <tr> <td>1.99 以上～2.15 未満</td> <td>70mg/回（140mg/日）</td> </tr> <tr> <td>2.15 以上</td> <td>75mg/回（150mg/日）</td> </tr> </tbody> </table>				体表面積（m <sup>2</sup> ）	初回基準量（トリフルリジン相当量）	1.07 未満	35mg/回（70mg/日）	1.07 以上～1.23 未満	40mg/回（80mg/日）	1.23 以上～1.38 未満	45mg/回（90mg/日）	1.38 以上～1.53 未満	50mg/回（100mg/日）	1.53 以上～1.69 未満	55mg/回（110mg/日）	1.69 以上～1.84 未満	60mg/回（120mg/日）	1.84 以上～1.99 未満	65mg/回（130mg/日）	1.99 以上～2.15 未満	70mg/回（140mg/日）	2.15 以上	75mg/回（150mg/日）
体表面積（m <sup>2</sup> ）	初回基準量（トリフルリジン相当量）																						
1.07 未満	35mg/回（70mg/日）																						
1.07 以上～1.23 未満	40mg/回（80mg/日）																						
1.23 以上～1.38 未満	45mg/回（90mg/日）																						
1.38 以上～1.53 未満	50mg/回（100mg/日）																						
1.53 以上～1.69 未満	55mg/回（110mg/日）																						
1.69 以上～1.84 未満	60mg/回（120mg/日）																						
1.84 以上～1.99 未満	65mg/回（130mg/日）																						
1.99 以上～2.15 未満	70mg/回（140mg/日）																						
2.15 以上	75mg/回（150mg/日）																						
<p>（効能・効果） 治療切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌（標準的な治療が困難な場合に限る）</p>																							

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
11 内449	テノゼット錠300mg （グラクソ・スミスクライン株式会社）	300mg1錠	テノホビル ジソプロキシルフマル酸塩
<p>（用法・用量） 〔成人〕 通常、成人にはテノホビル ジソプロキシルフマル酸塩として1回 300 mg を1日1回経口投与する。</p>			
<p>（効能・効果） B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患におけるB型肝炎ウイルスの増殖抑制</p>			

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
12 内449	タペンタ錠25 mg タペンタ錠50 mg タペンタ錠100 mg (ヤンセンファーマ株式会社)	25mg1錠 50mg1錠 100mg1錠	タペンタドール塩酸塩
	(用法・用量) 通常、成人にはタペンタドールとして1日50～400 mgを2回に分けて経口投与する。なお、症状により適宜増減する。		
	(効能・効果) 中等度から高度の疼痛を伴う各種癌における鎮痛		

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
13 注119	タイサブリエ点滴静注300 mg (バイオジェン・アイデック・ジャパン株式会社)	300mg1管	ナタリズマブ
	(用法・用量) 通常、成人にはナタリズマブ（遺伝子組換え）として1回300mgを4週に1回1時間かけて点滴静注する。		
	(効能・効果) 多発性硬化症の再発予防及び身体的障害の進行抑制		

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名
14 注219	スミスリンローション5% (クラシエ製薬株式会社)	20mg20mL1瓶 50mg20mL1瓶 100mg20mL1瓶 200mg20mL1瓶	フェノトリン
	(用法・用量) 通常、1週間隔で、1回1本（30 g）を頸部以下（頸部から足裏まで）の皮膚に塗布し、塗布後12時間以上経過した後に入浴、シャワー等で洗浄、除去する。		
	(効能・効果) 疥癬		

